

## 郵政サービスの維持・確保を求める意見書

現在、先の郵政民営化により郵政事業の実施主体が分割されたこと等に伴い、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、これまで郵便局において全国一律・公平に受けられた郵政サービスが受けられなくなるのではないか等の懸念が生じている。

このため、郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたり、全国において公平に利用できることを確保するための郵政改革法案が国会に提出されている。

郵便局は、地域社会において、「情報」・「安心」・「交流」の拠点としての役割を担っているが、特に、過疎地域を多く抱える中山間地域においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献しているところである。

確かに、民営化により経営の自由度を高め、収益源の多様化や収益機会の拡大を進めることは重要であるが、過度に採算性を重視した運営がなされれば、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの維持が困難となることが予想される。

よって、国においては、地域住民の生活や利便性が向上するよう、民営化後の状況について利用者の視点から検証を行い、郵便局ネットワークや郵便、貯金、保険の三事業のサービス水準が維持・確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
総務大臣	片山善博様
郵政改革担当大臣	自見庄三郎様